



ご契約者優待サービス

毎日をもっとお得に、楽しく。クラブオフサービス

会員優待価格でさまざまな施設・サービスなどをご利用いただけます。



全国のホテル・宿

人気の国内宿泊施設の
宿泊代金

会員優待価格



ハウスクリーニング

頑固な汚れをプロの
技術でピカピカに！

会員優待価格

*「ソニー損保 クラブオフサービス」は、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。
*ご利用にあたっては、クラブオフへの会員登録が必要になります。クラブオフとは、株式会社リロクラブが提供するサービス名称です。

■ご契約者優待サービスご利用方法

各種優待サービスのご利用にはインターネットからの利用申込みが必要となります。
所定の申込方法に従って利用申込みを行ってください。

1

ソニー損保のウェブサイトへアクセス

ソニー損保 契約者優待

検索

https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_006.html

*当社ウェブサイトのご利用に関する通信料はお客様負担となります。

*携帯電話の機種によってはインターネットでのお手続きができない場合があります。

二次元コードはこちら

事前のご登録で、外出先から
でもすぐにご利用できます。



2

「ご契約者優待サービス」ページの
「ログインしてサービスを利用する」ボタンを
クリック、ログイン画面からログイン

*ウェブサイトの画面は2025年1月時点のものです。



マイページIDをここに入力



マイページID、パスワード
がわからない…

上記ログイン画面から証券番号、氏名、生年月日の入力により、
マイページIDの確認、およびパスワードの再設定が行えます。

*初めてクラブオフサービスをご利用される場合、氏名・住所・電話番号などのご登録をお願いします。(当社より提携会社にご契約者の個人情報提供は提供しておりませんので、お手数ですが初回サービス利用の際にご登録をお願いします。)具体的な割引額などのサービス内容詳細につきましては、会員登録後、会員専用ページにてご確認ください。各種サービス内容・料金については、時期により変動し、予告なく内容が変更されることがあります。各種サービス内容のお問合せは、会員専用ページへのログイン後、ウェブサイトにてご確認ください。直接サービス提供会社(レンタカー会社など)にご連絡ください。なお、お問合せの際は「クラブオフ会員である旨」をお伝えください。

*記載の内容は2025年1月現在の内容です。



ソニー損保

ソニー損保の新ネット火災保険



* F I 1 4 2 *

サービスガイド

保存版

もしもの時にすぐに取り出せる場所に
保管ください。



「引越した」「補償内容を見直したい」など
ご契約の変更手続き

1 ▶ 2



火災や盗難などの事故が発生した場合は…
保険金の請求手続き

3 ▶ 5



地震保険に関する
よくあるご質問

6



ご利用いただける
付帯サービス

7 ▶ 10



毎日をもっとお得に、楽しく
ご契約者優待サービス

11

作成年月：2025年1月

0000A0000000-AAAA1D



ご契約の変更手続

契約内容に次のようなことが生じた場合には、
カスタマーセンターまでご連絡ください。

- 保険の対象となる建物の
構造・用法を変更した場合



- 保険の対象となる家財を
引越等により他の場所に
移転した場合



- 保険の対象の価額が増加
または減少した場合



保険の対象となる建物の
増築・改築・一部取りこわし

ご契約で補償されない事故
による保険の対象の一部減失

- ご契約者の住所・通知先を変更する場合

- 保険の対象となる建物を譲渡・売却・
建替え・買替える場合

- 特約の追加・削除等、保険契約の条件
を変更する場合

- 保険の対象の所在地が変わる場合

- 保険の対象となる建物の建物区分・
建築年月・面積・耐火性能が変わる場合

- 他社の火災保険に加入する(加入した)場合

- 地震保険の割引に関する事項が変わる場合

ご契約の変更手続

カスタマーセンター
通話料無料

0120-957-564 9:00~18:00
(土・日・休日も受付 ※年末年始を除く)



電話番号、メールアドレス、契約者住所等の変更はウェブサイトでお手続きいただけます。

● 契約内容の変更手続の流れ

1 カスタマーセンターへのご連絡

変更内容や変更日を確認のうえ、お手続きに必要な書類や
差額保険料をご案内いたします。



2 書類のご提出

当社よりお届けする書類の内容をご確認いただき、
必要箇所に記入のうえ、ご返送をお願いします。



追加保険料が発生する場合

当社よりご案内する払込期限までにお支払手続を
お願いします。



返還保険料が発生する場合

ご返送いただいた書類を確認後、ご指定の口座に
振込みいたします。



3 変更手続完了の書類を発送

当社より、契約内容の変更が完了した旨、書類の郵送をもって通知します。



保険金の請求手続

事故が発生した場合、
当社まですみやかにご連絡ください。

⚠️ ご注意 住宅の修理に関するトラブルにご注意ください！

住宅修理に関し、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する業者とのトラブルにご注意ください。
火災保険の対象となる事故が生じましたら、ご自身で当社にご連絡のうえ、保険金の請求手続を行ってください。

■URL https://www.sonysonpo.co.jp/fire/mrt_005.html

■二次元
コード



保険金の請求手続

事故受付サービスセンター
通話料無料

0120-715-155

24時間
年中無休

ウェブサイトで事故連絡

■URL <https://photo.sonysonpo.co.jp/fire/fire000.html>

■二次元
コード



■当社ウェブサイトのサイト内検索から
当社ウェブサイトの画面右上にあるサイト内検索
から「火災保険金請求」とお調べください。



●保険金お支払いまでの流れ

1 事故のご連絡（保険金の請求）

警察や消防等へご連絡後、すみやかに当社までご連絡ください。
証券番号、契約者名、ご請求内容、事故の日時や場所、事故の状況を確認いたしますので、お手元に保険証券などをご用意ください。
なお、個人賠償の保険金をご請求いただく場合には、相手方のお名前や住所、損害の状況（おケガや物の破損状態）も確認いたします。



2 保険金請求手続のご説明・書類の送付

当社より請求に必要な書類をお送りします。必要に応じて、お電話で保険金の請求について詳しくご説明します。



<必要な書類の例>

- 保険金請求書（当社所定の書面）
- 修理見積書
- 写真 など

*ご請求内容によって必要な書類が異なります。

保険金お支払いまでの流れ 3へつづく

火災などの場合

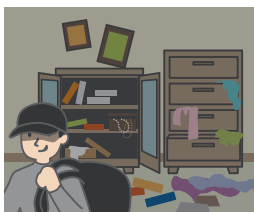


必ず消防へご連絡を

119番

現場の住所、状況、けが人の有無等をお伝えください。
火災の場合、ボヤ程度の小さなものであっても、必ず消防へのご連絡をお願いします。

盗難の場合



すぐに警察へご連絡を

110番

盗難発生的事实を知ったらすぐに警察へ連絡し、いつ、どこで被害に遭ったのか、どのような被害が発生しているのか等の詳細な状況をお伝えください。

3 書類のご提出

保険金請求に必要な書類のご準備をお願いします。また、当社よりお届けした書類の必要箇所に、お客様ご自身にて記入・押印をお願いします。すべての書類の準備が整いましたら当社へご提出ください。

4 書類確認・保険金のお支払

提出いただいた書類を確認し、保険金のお支払いを判断します。必要に応じて担当者よりご連絡をさせていただきます。

*お支払いにあたり、事故の状況や損害の確認など詳細な事実の確認をさせていただく場合があります。
*内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。



5 お客様へ保険金支払の通知をお送りします。



住まいの修理会社紹介サービス

火災保険の補償の対象となる損害を受けて住まいの修理が必要になったとき、ご希望のお客様に提携修理会社をご紹介します。この場合、保険金請求に必要な写真や見積書を用意する手間などが省けます。



*エリア・工事内容などによっては紹介できない場合があります。
*地震による損害の場合は当該サービスはご利用できません。

信頼できる業者の選定に
お悩みの方にはおすすめです。

? よくあるご質問

地震保険に関するよくあるご質問を紹介します。その他、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

Q 地震による損害は火災保険では補償されないの？

A 火災保険だけでは、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波をいいます)を原因とする損壊・埋没・流出による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても補償の対象外となります。これらの損害を補償するためには、「地震保険」をセットしていただく必要があります。

Q 保険期間の途中で地震保険をセットできますか？

A ご契約時に地震保険を付帯されなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険に加入いただくことが可能です。ご希望の場合には、カスタマーセンターまでご連絡ください。ただし、大規模災害が発生している場合などで、お引受できない場合もございますので、ご注意ください。

Q 控除証明書は発行されますか？

A ご契約に地震保険をセットいただいている場合には、地震保険料控除の対象となり、当社より10月中旬以降に控除証明書を郵送します。
※10月から12月にご契約いただいた場合は、保険料を払込みいただいた後に保険証券等とは別に郵送します。

ソニー損保 よくある質問

検索

ウェブサイトでもご紹介しています。
お問合せの前にぜひご確認ください。

付帯サービス

住まいの緊急かけつけサービス

お住いの水回りやカギ、窓ガラスのトラブルが発生した時に、専門スタッフがかけつけて修繕などの応急処置を行います。

ご利用にあたっての注意事項

- ・30分程度の軽作業が対象となります(部品代はお客様のご負担となります)。
- ・住まいの緊急かけつけサービスは、保険証券に記載の保険期間がサービス提供対象期間となります。また、保険契約とは別にソニー損保の提携会社が提供します。
- ・記載の内容は2025年1月現在の内容です。

本サービスの詳細は、P.9～10の「住まいの緊急かけつけサービス利用規約」をご覧ください。

水回りのトラブルサポート

トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を行います。

- お風呂の排水口がつまってしまった。
- キッチンの蛇口の根元から水が漏れている。
- 洗面台から水が出なくなりました。



付帯サービスのご利用は

住まいの緊急かけつけサービス 専用ダイヤル

通話料無料 **0120-502-654**

24時間
年中無休

ご契約や保険金の請求に関するお問合せには対応できません。

ウェブサイトでかけつけサービス要請

■URL https://web.pi-preco.jp/client_web/property/webreception/100253

■二次元
コード



■当社ウェブサイトから

ソニー損保トップ ▶ お問合せ ▶ 火災保険のお問合せ ▶ 住まいの緊急かけつけサービス

カギのトラブルサポート

カギの紛失・盗難などのトラブルが生じた場合、提携業者の手配を行い、応急処置として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。

- カバンごとカギを盗まれてしまった。
- 鍵穴に異物を詰められ、カギがはいらなくなりました。
- カギが折れてしまって開けられない。

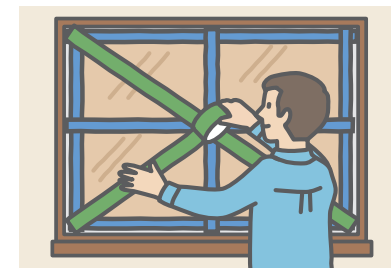


窓ガラスのトラブルサポート

窓ガラスやベランダなどのドアガラス等が破損した場合、提携業者の手配を行い、応急処置として破損したガラスの撤去、清掃および養生作業を行います。

※ガラス交換時のガラス代・作業料等はお客様のご負担となります。

- 強風で物が飛んで来て窓ガラスが割れてしまった。
- 子どもが室内でおもちゃを投げ、窓ガラスが割れてしまった。
- 空き巣が室内に侵入した際、ドアガラスを割られてしまった。



住まいの緊急かけつけサービス | 利用規約 |

I 住まいの緊急かけつけサービス全般に関する事項

1. 住まいの緊急かけつけサービス利用規約について

- (1) 住まいの緊急かけつけサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、ソニー損害保険株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「住まいの緊急かけつけサービス」(以下「本サービス」といいます。)に関する事項を定めたものです。
- (2) 本規約は、サービス対象期間中であっても変更する場合があります。また、その場合、あらかじめ当社ウェブサイトにて変更内容や効力発生日をお知らせします。

2. 住まいの緊急かけつけサービスの概要

本サービスでは、本サービスの受付窓口(当社の委託会社である株式会社プレステージ・コアソリューション、以下「受付窓口」といいます。)にて提携業者へ取次ぎ、以下のサービスを提供します。サービスの詳細は、後記「II 各サポートサービスの内容」に記載のとおりです。

- (1) 水回りのトラブルサポート
- (2) カギのトラブルサポート
- (3) 窓ガラスのトラブルサポート

3. 住まいの緊急かけつけサービスの対象建物

- (1) 本サービスの対象建物は、ソニー損保の新ネット火災保険(火災保険 Type S)(以下「新ネット火災保険」といいます。)の対象となる建物となります。ただし、被保険者(保険の対象の所有者)が専有・占有する居住部分に限ります。
- (2) 居住部分以外である車庫、倉庫、敷地内の散水栓等は本サービスの対象となりません。

4. 住まいの緊急かけつけサービスの対象者

- (1) 本サービスの対象者は、新ネット火災保険の契約者または被保険者となります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者に含みません。
 - ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められる場合
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められる場合
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5. 住まいの緊急かけつけサービスの適用地域

- (1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部離島では本サービスの手配や提供ができない場合があります。

6. 住まいの緊急かけつけサービスの対象期間および提供回数

- (1) 本サービスは、新ネット火災保険契約の保険期間が提供対象期間となります。
- (2) 水回りのトラブルサポート、カギのトラブルサポートおよび窓ガラスのトラブルサポートの提供回数は、それぞれ、保険期間を通じ(保険期間が1年超えるご契約の場合は契約年度ごとに)3回限度となります(4回目以降はお客様のご負担となります。)
- (3) 新ネット火災保険契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、本サービスの対象となりません。本サービスを提供後に、契約の有効性が本サービス提供前に失われていたことが判明した場合は、提供に要した費用はお客様のご負担として請求させていただきます。

7. 住まいの緊急かけつけサービスを提供できない場合等

- (1) 本サービスは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。
 - ① トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - (イ) 本サービス対象者の故意または重大な過失
 - (ロ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
 - (ハ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (二) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性
 - (ホ) 上記(二)以外の放射線照射、放射能汚染
 - (ヘ) 上記(ロ)から(ホ)までの事由に随伴して生じた、またはこれらの事由にともなう秩序の混乱
 - (ト) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。)
 - (チ) 本サービスの対象者による犯罪または法令違反
 - ② 新ネット火災保険契約の保険料が所定の期限までに支払われていない場合
 - ③ 本サービスの提供により第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合
- (2) 本サービスをご利用いただく場合は、必ず事前に受付窓口にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、本サービスによる各種の案内や手配を行うことができません。なお、お客様による提携業者のご指定はできません。
- (3) 過去に本サービスを利用し、これに伴いお客様に費用の負担が発生した場合で、当該費用の未払いが解消されないときは、新たに発生したトラブルに対するサービスの提供をお断りすることがあります。

8. 住まいの緊急かけつけサービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 受付窓口は本サービスを提供する提携業者を紹介し、提携業者へ支払うべき本サービスの費用は当社が負担します。

- (2) 受付窓口および提携業者では、保険契約のお手続きやお問合せなどにはお答えできません。
- (3) 本サービスの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、受付窓口にて確認し、サービスの提供に必要な情報を提携業者に伝えますので、この旨に同意いただいたうえで本サービスをご利用いただくものとします。
- (4) 受付窓口へご連絡いただいた際、聞き間違いなどによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話内容を記録、録音または保存しております。ご連絡をいただく際は、この旨を承いただいたものとします。
- (5) 交通事情や気象状況などにより、本サービスによる各種の案内や手配、サービスの提供ができない場合があります。また、提携業者の到着に時間を要することや到着時間およびサービス内容が事前のご案内と異なる場合があります。時間を要したこと、またはそれによりサービス提供ができなかったことで本サービスの利用者に何らかの損害が発生しても、当社および受付窓口ならびに提携業者は責任を負いません。
- (6) 本サービスをご利用の際、現場作業での利用者の立会いが必要となります。また、作業の過程で、サービス対象建物に損傷が生じる可能性が予測される場合、当該損傷等につき当社および受付窓口ならびに提携業者を免責とする旨の書類に、お客様のご署名をいただく場合があります。損傷が生じる可能性が大きい場合は、作業をお断りすることがあります。なお本サービスの提供に起因する損害賠償については、当社および受付窓口はその責任を負わず、提携業者にて対応します。
- (7) 本サービスの無料の範囲を超える費用や、提供範囲外の費用はおお客様のご負担となります。また、当社が本サービスの提供を行った後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、またはお申し出の情報がサービスご利用時・利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明した場合、提供に要した費用は、全てお客様のご負担となります。
- (8) 当社が、本サービスの提供において必要な費用の負担または支払いの対処を行った場合に、お客様が関係当事者にその費用について損害賠償の請求権を有する場合には、当社は、当該費用の額の限度内で、かつ、お客様の権利を害さない範囲で、お客様の請求権を取得し、当該関係当事者に求償できるものとします。
- (9) 本サービスをご利用になるお客様は、受付窓口や提携業者の指示に従っていただくなどのご協力をお願いします。正当な理由がなくご協力いただけない場合には、やむを得ず本サービスの提供(費用の支払も含む)をお断りさせていただきますことがあります。
- (10) 本サービスの内容につき、定めの無い事項、理解・解釈に不明または疑義がある場合は、当社の解釈または定めるところに従っていただきます。
- (11) 本サービスをご利用になるお客様は、本利用規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意いただくものとします。

II 各サポートサービスの内容

1. 水回りのトラブルサポート

- (1) トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置(30分程度の軽作業)を実施します。(部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える修理費用については、サービスの対象外となりお客様のご負担となります。)
- (2) 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、部品代、高圧洗浄・掘削作業等の特殊機器や特殊技術が必要な作業に関する費用を除きます。
- (3) 部品交換に関する部品代・作業代等の費用はおお客様のご負担となります。
- (4) 便器等の脱着作業に関する費用はおお客様のご負担となります。
- (5) マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および自治体等の管理管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- (6) 屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- (7) 給配水管の凍結、雨どいの詰まりを原因とする場合は対象外です。

2. カギのトラブルサポート

- (1) カギの紛失・盗難などのトラブルが生じた場合、提携業者の手配を行い、応急処置(30分程度の軽作業)として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。
- (2) 開錠・破錠の後に行った、カギ・錠の新規・交換取付または部品交換に関する部品代・作業代等の費用はおお客様のご負担となります。
- (3) サービスの対象は一般の住宅用の出入口のカギに限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス、およびトイレ・浴室扉等の住宅内のドアは開錠・破錠作業の対象外となります。
- (4) カギおよびドアの種類によっては開錠・破錠作業ができない場合があります。
- (5) ホームセキュリティなどにご加入されている場合等は、ご加入の警備会社へ作業を依頼させていただく場合があります。
- (6) お客様ご自身の身分証明(注)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただきますことがあります。(注) 本サービスの対象建物の住所の確認ができる顔写真付きの身分証明書などをご提示いただきます。

3. 窓ガラスのトラブルサポート

- (1) 対象建物の窓ガラス等(注)が破損した場合に、破損箇所に対する養生、散乱した破損ガラス片の除去といった応急処置(30分程度の軽作業)を行います。(注) 外と住宅を区切っている窓ガラス、ベランダ等のドアガラス、室内扉や固定された備え付けの家具のはめ込みガラス等が対象となります(移動できる家具に用いられたガラスは対象外です。)
- (2) 養生に使用する材料代、交換が必要になった場合のガラス代、部品代、交換作業代等の費用はおお客様のご負担となります。
- (3) 天窓など高所作業が必要となる場合は対象外です。
- (4) マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のガラスは対象外です(共用部分であっても、被保険者が専用使用权を有する部分のガラスは対象とします。)
- (5) 居住部分以外である車庫、倉庫内等のガラスは対象外です。